

○菊池市勤労者生活安定資金融資制度要綱

平成18年9月21日

告示第76号

(目的)

第1条 この要綱は、本市の勤労者(雇用契約による労働者をいう。)に対し、その生活に必要な資金を融資することにより、生活の安定と質の向上に資することを目的とする。

(原資)

第2条 本市は、前条の目的を達成するために必要と認める資金を指定する金融機関(以下「取扱金融機関」という。)に預託する。

2 取扱金融機関は、当該年度において預託金の5倍にあたる自己資金を加えて融資準備金とし、市内勤労者に対して融資するものとする。

(融資対象)

第3条 融資を受ける者は、次の各号に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 市内に1年以上引き続き居住し、かつ、同一事業所に1年以上継続して勤務していること。
- (2) 安定した収入があり、融資を受けた資金の返済が確実と認められること。
- (3) 取扱金融機関が保証委託する保証機関の保証が受けられること。
- (4) 成年者であること。
- (5) 市税を完納していること。

(融資条件)

第4条 融資の条件は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 資金の用途 教育費、医療費、冠婚葬祭費その他生活に必要な資金とする。ただし、負債整理資金を除く。
- (2) 融資限度額 1人当たり100万円以内
- (3) 返済期間 5年以内
- (4) 貸付利率 市と取扱金融機関が協定した利率
- (5) その他 前各号に定めるもののほか、返済方法、保証人及び担保等については、取扱金融機関の定めるところによる。

(融資申込み)

第5条 融資を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を添えて取扱金融機関に申込むものとする。

- (1) 市税の納税証明書
- (2) 事業所に勤務していることわかる事業主の証明書
- (3) その他市長が必要と認めるもの
(融資申込みの審査)

第6条 取扱金融機関は、前条の申込みがあったときは、直ちに申込みを受け付けるとともに、当該申込みの内容を審査し、自己の責任で融資を決定するものとする。
(報告書の提出)

第7条 金融機関は、融資を行ったものについて、市長あて報告書を提出しなければならない。
(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市と取扱金融機関と協議のうえ決定するものとする。

附 則

この要綱は、告示の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。